



トドと流氷と山 (石井英二)

4 . 推薦地の管理状況

- 4a . 所有権
- 4b . 法的地位
- 4c . 保護措置と実施方法
- 4d . 管理当局
- 4e . 管理レベル毎の連絡先
- 4f . 推薦地に関連する計画
- 4g . 資金源と額
- 4h . 保全管理措置の専門性、研修の供給源
- 4i . ビジター施設と利用状況
- 4j . 推薦地の管理計画と目的
- 4k . スタッフ数

4 a . 所有権

林野庁所管の国有林が推薦地全体の95%を占めている。なお、一部にその他国有地、北海道有地、町有地、私有地が含まれている。主な土地所有者である林野庁、北海道、斜里町、羅臼町の連絡先(住所)は、4 d . 及び4 e . のとおりである。

4 b . 法的地位

推薦地は、国内法や規制に基づき、適切に保護されている。表4 - 1 に各保護区の指定年、指定法等といった保護区の詳細情報を示す。また、各保護区の区域図を図4 - 1 - a ~ d に示す。

推薦地は世界自然遺産としての価値を将来にわたって維持していくことを目標として、各種制度の趣旨を踏まえつつ、遺産地域全体の一体となった管理を行うこととするが、人為の影響を受けていない核心的な地域(以下「核心地域」という。)と、核心地域の周辺部に位置し、核心地域の緩衝帯としての役割を果たす地域(以下「緩衝地域」という。)の2種類に区分し、管理を行う。

このうち、核心地域は、遠音別岳原生自然環境保全地域全域、知床国立公園特別保護地区、同第1種特別地域、知床森林生態系保護地域保存地区、国指定知床鳥獣保護区特別保護地区によって構成される。

一方、緩衝地域は核心地域の周辺と海岸線(汀線)から沖合1kmの海域を含む区域であり、知床国立公園特別保護地区、第1種、第2種、第3種特別地域及び普通地域、知床森林生態系保護地域の保全利用地区、国指定知床鳥獣保護区によって構成される。

推薦地の緩衝地域の外側に隣接する国有林については、森林生態系保護地域の急激な環境の変化をさけるため、森林生態系保護地域の保全利用地区に隣接する森林についても適切に管理が行われている(図4 - 2)。

このように推薦地は隣接する周辺地域も適切に保全されていることに加え、推薦地内に緩衝地域を設定することによって、同地域の世界自然遺産としての価値を将来にわたって、適切に保護できると判断されることから、推薦地外には緩衝地域を設定していない。

なお、推薦地内にはオオワシ、オジロワシ、シマフクロウ等の野生動物が生息しており、これらの野生動物の一部は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律及び文化財保護法に基づき保護されている。

表4-1 推薦地における保護区の指定状況

保護区等名称 (指定年月日)	制度の目的等	規制内容等		指定法(公布年月日)
遠音別岳 原生自然環境保全地域 (S55.2.4) 1,900ha	自然環境が人の活動によって影響を受けることなく、原生の状態を維持している区域のうち、保全することが特に必要なもの	環境大臣の許可が必要な行為(法第17条) 工作物の新築・改築・増築 宅地の造成、土地の形質変更 鉱物や土石の採取 水面の埋立、干拓 河川、湖沼等の水位・水量の増減 木竹の伐採及び損傷 植物の採取、損傷、落葉落枝の採取 木竹の植栽 動物の捕獲、殺傷、又は卵の採取、損傷 家畜の放牧 火入れ、たき火 物の集積、貯蔵 車馬、動力船の使用、航空機の着陸 他の政令で定める行為		自然環境保全法 (S47.6.22)
知床国立公園 (S39.6.1) 46,000ha (海域を含む)	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資する公園	特別地域 (特別保護地区を除く) 15,100ha	環境大臣の許可が必要な行為 (法第13条) 工作物の新築・改築・増築 木竹の伐採 鉱物や土石の採取 河川、湖沼等の水位・水量の増減 指定湖沼への汚水の排出等 広告物の設置等 屋外における土石や指定する物の集積又は貯蔵 水面の埋立、干拓 土地の形状変更 指定植物の採取、損傷 指定動物の捕獲等 屋根、壁面等の色彩の変更 指定する 湿原等の区域内への立入り 指定区域での車馬、動力船の使用、航空機の着陸 政令で定める行為	自然公園法(S32.6.1)

保護区等名称 (指定年月日)	制度等の目的等	規制内容等	指定法(公布年月日)
		<p>特別保護地区 23,500ha</p> <p>環境大臣の許可が必要な行為 (法第14条) 上記に加え、 木竹の損傷 木竹の植栽 家畜の放牧 屋外における物の集積又は貯蔵 火入れ、たき火 植物の採取、損傷、落葉落枝の採取 動物の捕獲、殺傷、又は卵の採取、損傷 指定区域での車馬、動力船の使用、航空機の着陸 政令で定める行為</p> <p>普通地域 7,400ha</p> <p>環境大臣への事前届出が必要な行為(法第26条) 大規模な工作物の新築・改築・増築 特別地域内の河川、湖沼等の水位・水量の増減 広告物の設置等 水面の埋立、干拓 鉱物や土石の採取 土地の形状変更 海底の形状変更 海中公園地区周辺での行為に限る</p>	
知床森林生態系保護地域(H2.4.25) 35,500ha	原生的な天然林を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資する地域	<p>保存地区 25,800ha</p> <p>原則として、人手を加えずに自然の推移に委ねる。(モニタリング、学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為、非常災害のための応急措置、その他法令等に基づく行為等はこの限りではない。)</p> <p>保全利用地区 9,600ha</p> <p>木材生産を目的とする森林施業は行わない。(人工林がある場合は、複層林施業ができる。)森林の教育的利用、大規模な開発行為を伴わない森林レクリエーションの場としての活用はできる。</p>	国有林野の管理経営に関する法律(S26.6.23) 国有林野管理経営規程(H11.1.21)

保護区等名称 (指定年月日)	制度等の目的等	規制内容等	指定法(公布年月日)
国指定知床鳥獣保護区 (H13.11.1) (当初設定:S57.3.24) 43,200ha	鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を禁止し、その安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥類の保護を図ることを目的として指定されるもの	鳥獣保護区内では鳥獣の捕獲が禁止される特別保護地区内で環境大臣の許可が必要な行為 (法29条) 工作物の新築・改築・増築 水面の埋立、干拓 木竹の伐採 政令で定めるもの 上記に基づき指定される特別保護指定区域で環境大臣の許可が必要な行為 植物の採取等 火入れ、たき火 車馬の使用 動力船の使用 犬その他鳥獣に害を加えるおそれのある動物を入れること 撮影等による動物の観察 野外スポーツ又は野外レクリエーション	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (H14.7.12)
国内希少野生動植物種 オジロワシ、オオワシ、 シマフクロウ等	本邦に生息又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき、政令で定めるもの	国内希少野生動植物種の捕獲や殺傷、譲渡し等を禁止(法第9条、12条、17条)	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(H4.6.5)
国指定天然記念物 オジロワシ (S45.1.23) オオワシ(S45.1.23) エゾシマフクロウ (S46.5.19) クマガラ(S40.5.12) カラフトルリシジミ (S42.5.2)	動物、植物及び地質鉱物でわが国にとって学術上の価値が高いもの	現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為は文化庁長官の許可が必要(法第80条)	文化財保護法 (S25.5.30)

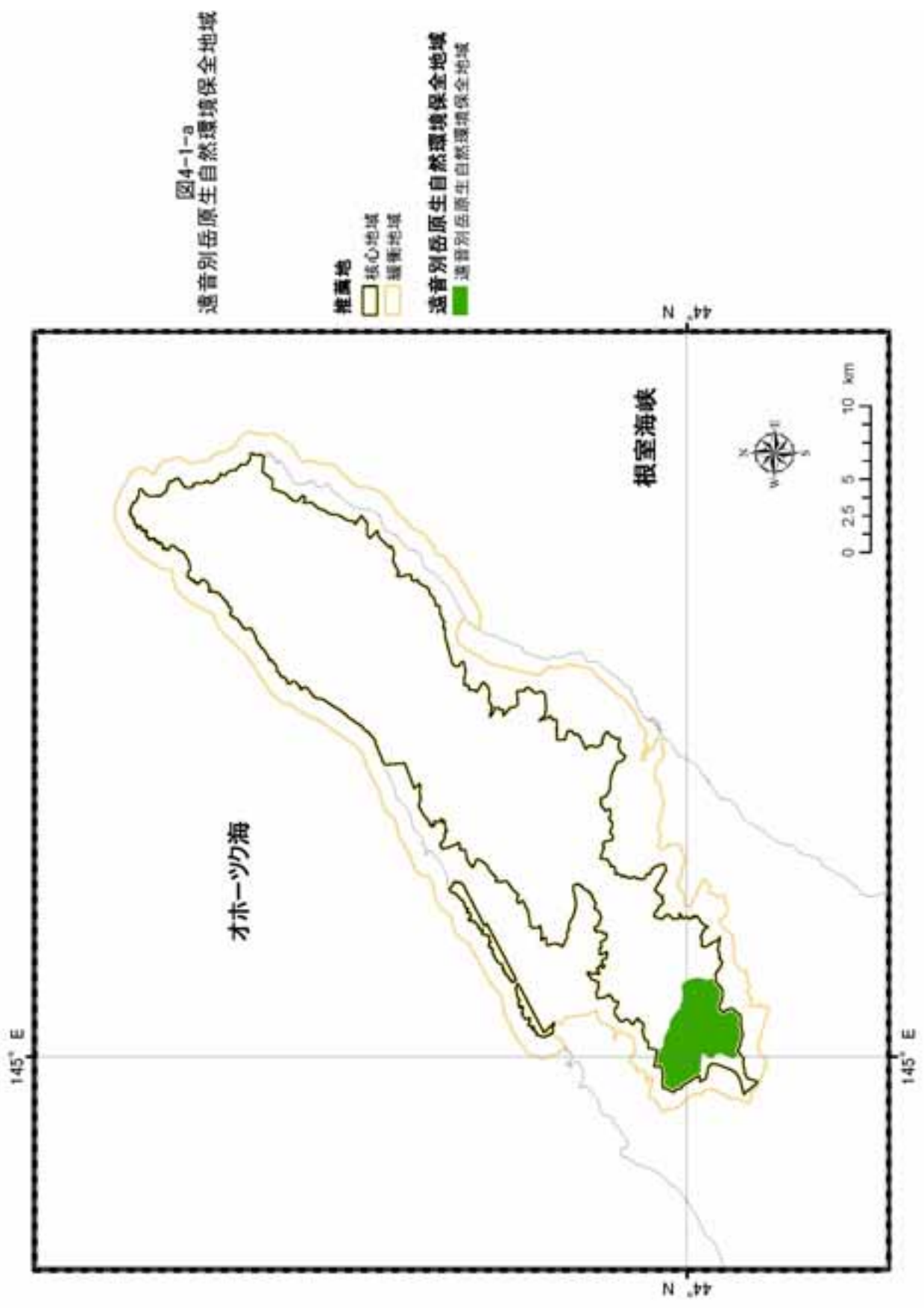
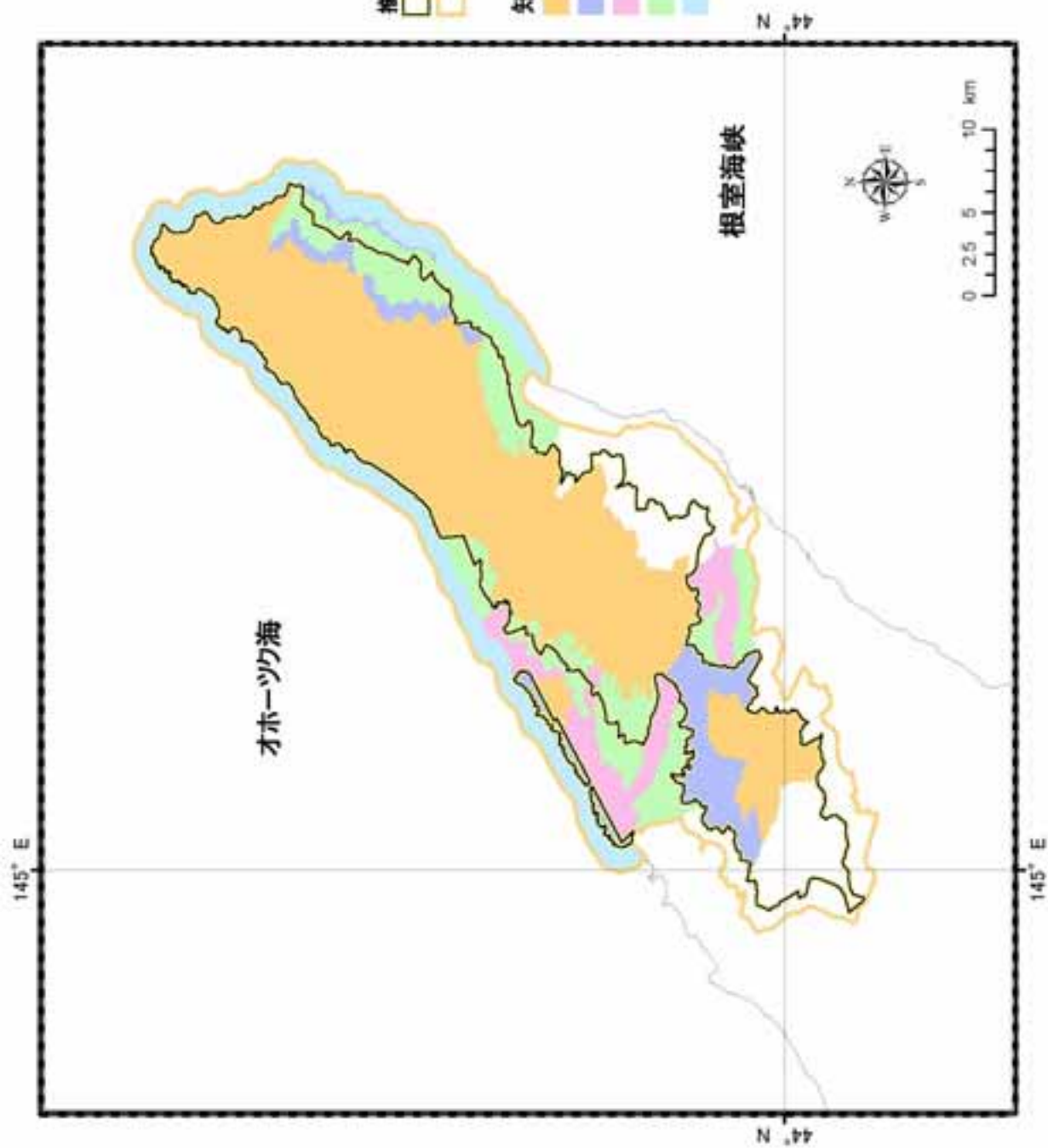
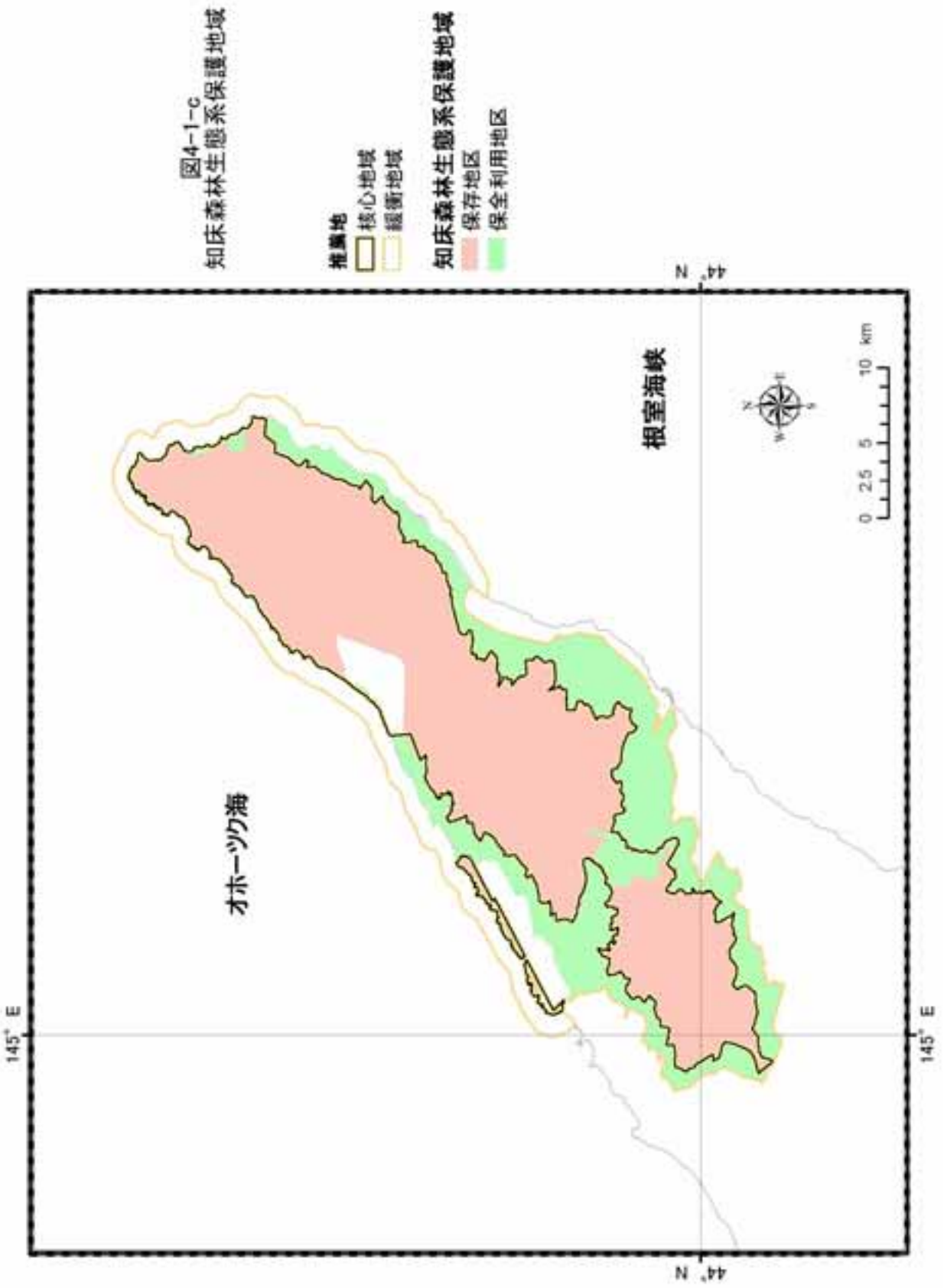


図4-1-b
知床国立公園





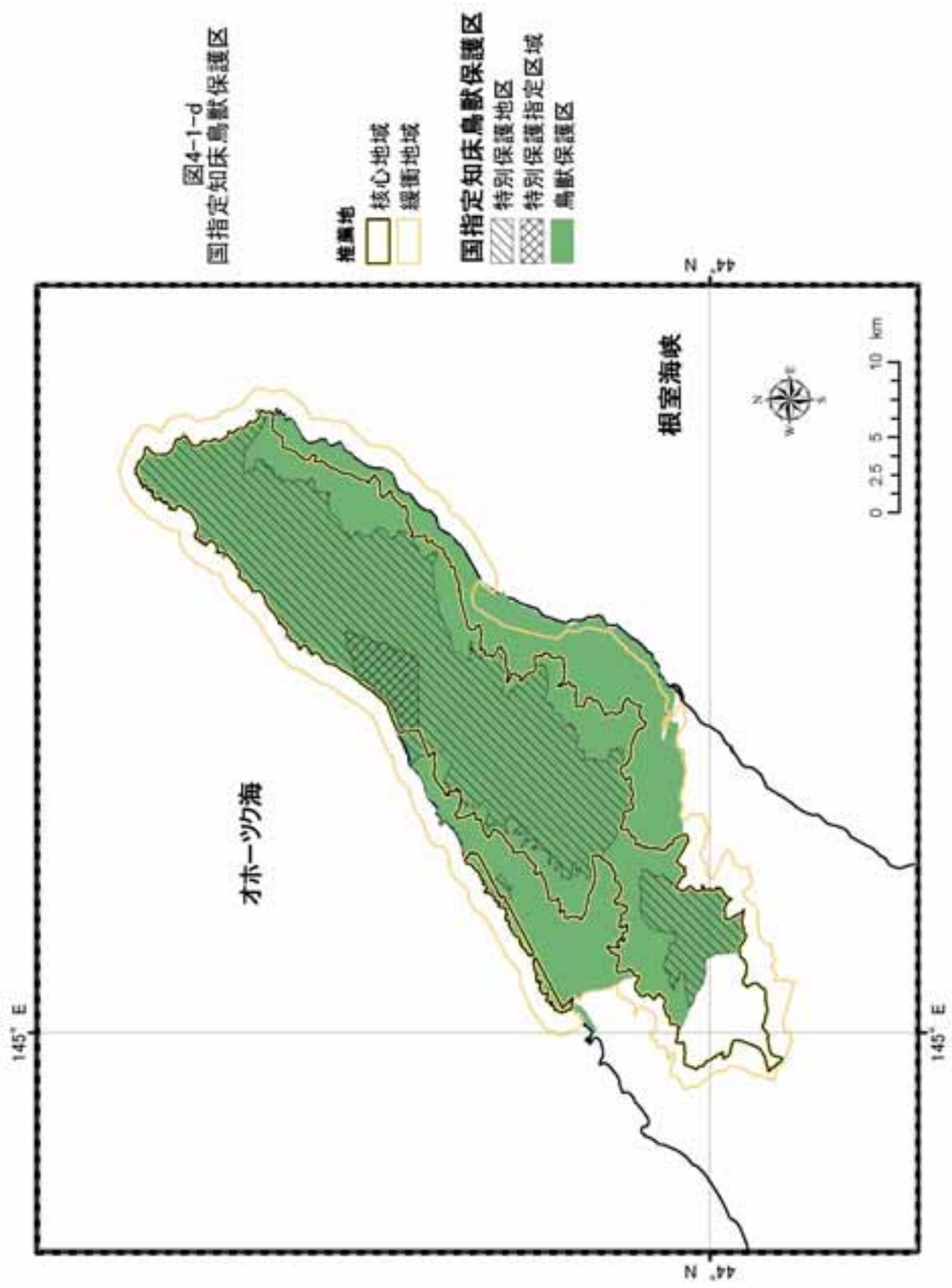




図4 - 2 知床半島の国有林

4c . 保護措置と実施方法

推薦地は、国内法等に基づき、以下の保護区に指定されている。

- ・ 遠音別岳原生自然環境保全地域
- ・ 知床国立公園
- ・ 知床森林生態系保護地域
- ・ 国指定知床鳥獣保護区

これら保護区の多くは重複しており、それぞれが補完しあって、推薦地の保護機能を高めている。

また、推薦地内には、ヒグマ、エゾシカ、シマフクロウ、オジロワシ、オオワシ等の野生生物が生息しており、これらの野生生物の一部は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律及び文化財保護法に基づく天然記念物としても保護されている。各保護措置等の概要は次のとおりである。

なお、漁業に関しては、漁業法及び水産資源保護法に基づく北海道海面漁業調整規則及び北海道内水面漁業調整規則により、ホッキガイやウニなどの体長等による採捕の制限又は禁止、水中に電流を通じて採捕する漁法など漁法の制限又は禁止、採捕の禁止区域や禁止期間の設定などが行われている。

知床地域の主要な水産資源であるサケ・マスについては、ふ化放流事業のための産卵親魚の確保を目的として、内水面での採捕のほか、イワウベ

ツ川、オンネベツ川、羅臼川、サシルイ川の河口付近の海面での採捕が禁止されている。

また、オンネベツ川は、水産資源保護法に基づき保護水面に指定され、周年、すべての水産動物の採捕が禁止されている。

このように、水産資源については、国内法令や北海道規則、漁業者の自主的取り組み等により、持続可能な利用が図られている。

4c. 1 遠音別岳原生自然環境保全地域

「原生自然環境保全地域」は、人の活動によって影響を受けることなく原生状態を保持し、一定のまとまりを有している土地の区域で、当該区域の自然環境を保全することが特に必要な地域について、環境大臣が「自然環境保全法」(1972年6月22日公布)に基づき指定及び管理する地域である。

同法に基づき1980年2月4日に遠音別岳周辺が知床国立公園の区域から除外され、「遠音別岳原生自然環境保全地域」に指定された。この原生自然環境保全地域の全域が推薦地に含まれている。

原生自然環境保全地域においては、自然の推移にゆだねることを保全の基本方針としており、学術研究等特別の事由による場合を除き、工作物の新改増築や木竹の伐採等に加え、動植物の採捕、落葉落枝の採取やたき火など当該地域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれのある行為が禁止されている。

4c. 2 知床国立公園

「国立公園」は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資することを目的として、環境大臣が「自然公園法」(1957年6月1日公布)に基づき指定及び管理する地域である。

同法に基づき1964年6月1日に「知床国立公園」に指定された地域のすべてが推薦地に含まれている。公園の保護及び利用上重要な地域であって、工作物の新改増築や木竹の伐採等の行為は環境大臣の許可が必要とされている「特別地域」、及び公園の核心的部分を厳正に保護する地域であって工作物の新改増築や木竹の伐採等に加え、動植物の採捕、落葉落枝の採取やたき火などについても環境大臣の許可が必要とされ、より厳正に保護が行われている「特別保護地区」、並びに海面の埋め立て等の行為に環境大臣への届出が必要とされる「普通地域」がそれぞれ国立公園の規制計



遠音別岳原生自然環境保全地域 (環境省)

画に基づき指定され、この地種区分に応じて規制されている。また、自然を保護しつつ、その適正な利用を図るため、国立公園の施設計画に基づき、歩道やビジターセンター等の整備が行われている。

4c. 3 知床森林生態系保護地域

「森林生態系保護地域」は、わが国の森林帯を代表する原生的な天然林が相当程度まとまって存在する地域を保存することによって、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等に資することを目的として、林野庁が「国有林野の管理経営に関する法律」に基づき、計画的に国有林野の管理経営を行う中で、地域ごとの具体的な管理経営の計画策定に係る細部事項を定めた「国有林野管理経営規程」、「保護林設定要領」に沿って設定し管理する地域である。

本制度に基づき 1990 年 4 月に知床半島の中心部の地域は、「知床森林生態系保護地域」に設定された。さらに 2004 年 4 月には、知床横断道路西側の遠音別岳周辺地域まで拡大することとし、現在手続きを行っているところである。最も原生的状況を呈する林分であり、森林生態系の厳正な維持を図る地区である「保存地区」は、学術研究や非常災害時の応急処置のための行為等を除き、原則として、人手を加えずに自然の推移に委ねることとしている。保存地区の森林に外部の環境変化の影響が直接及ばないように緩衝の役割を果たす地区である「保全利用地区」については、木材生産を目的とする森林施業は行わず、自然条件等に応じて、森林の教育的利用、大規模な開発行為を伴わない森林レクリエーションの場としての活用を行うものとしている。

4c. 4 国指定知床鳥獣保護区

「国指定鳥獣保護区」は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図ることにより生物の多様性の確保等に寄与することを通じて自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保等に資することを目的として、環境大臣が「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(2002 年 7 月 12 日公布。鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(1918 年 4 月 4 日公布)の全面改正による。)に基づき指定する地域である。

同法に基づき 2001 年 11 月 1 日に指定された鳥獣保護区及び特別保護地区が推薦地と重複している。鳥獣の捕獲及び卵の採取等が禁止されている「鳥獣保護区」、また、特に鳥獣の生息、繁殖の場として重要な場所は一定

の開発行為が規制される「特別保護地区」が指定されているとともに、より一層の保護管理を図る区域として、特別保護地区の一部が「特別保護指定区域」に指定されている。「特別保護指定区域」では、動植物の採捕、落葉落枝の採取に加え、犬その他鳥獣に害を加えるおそれのある動物を持ち込むことや鳥獣の営巣に影響を及ぼす可能性のある観察及び撮影等が規制されている。

4c. 5 天然記念物

「天然記念物」は、動植物(生息地、繁殖地、渡来地及び自生地を含む。)地質鉱物(特異な自然現象の生じている地域を含む。)でわが国にとって学術上価値の高いもののうち重要なものを保存することを目的とし、文部科学大臣が「文化財保護法」(1950年5月30日公布)に基づき指定するものである。

推薦地に生息する動物のうち、4種の鳥類並びに1種のチョウ類が天然記念物に指定されている。

- ・オジロワシ(1970年1月23日指定)
- ・オオワシ(1970年1月23日指定)
- ・シマフクロウ(1971年5月19日指定)
- ・クマゲラ(1965年5月12日指定)
- ・カラフトルリシジミ(1967年5月2日指定)

天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可が必要である。

4c. 6 国内希少野生動植物種

「国内希少野生動植物種」は、本邦に生息又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき、政令で定められるものである。

推薦地に生息する動物のうち、オジロワシ、オオワシ、シマフクロウ等が国内希少野生動植物種に定められており、捕獲や殺傷、譲渡し等が禁止されている。

4d . 管理当局

推薦地の管理に責任を持つ国の機関は以下のとおりである。

なお、推薦地の管理に当たっては、関係機関、関係団体との効果的な協

力、連携を図るため、関係行政機関や地元関係団体からなる地域連絡会議を設置し、推薦地の一体的な管理を行うこととしている。

4d. 1 環境省

推薦地については、東北北海道地区自然保護事務所に加え、ウトロ、羅臼の2地区に自然保護官事務所を配置し、管理を行っている。

<東北北海道地区自然保護事務所>

住所 〒085-8639 北海道釧路市幸町 10-3 釧路地方合同庁舎 4 階

TEL : +81-(0)154-32-7500

FAX : +81-(0)154-32-7575

<ウトロ自然保護官事務所>

住所 〒099-4355 北海道斜里郡斜里町ウトロ東 208

TEL : +81-(0)1522-4-2297

FAX : +81-(0)1522-4-3646

<羅臼自然保護官事務所>

住所 〒086-1822 北海道目梨郡羅臼町湯の沢 388

TEL : +81-(0)1538-7-2402

FAX : +81-(0)1538-7-2468

4d. 2 林野庁

推薦地については、北海道森林管理局、同北見分局、同帯広分局の最先機関として、知床森林センター、網走南部森林管理署、根釧東部森林管理署が置かれており、これに加え、ウトロ、峰兵、羅臼の3地区にそれぞれ森林事務所を配置し、管理を行っている。

<北海道森林管理局>

住所 〒064-8537 北海道札幌市中央区宮の森 3 条 7 丁目 70

TEL : +81-(0)11-622-5231

FAX : +81-(0)11-622-5235

<北海道森林管理局北見分局>

住所 〒090-8588 北海道北見市清見町 70

TEL : +81-(0)157-24-7242

FAX : +81-(0)157-24-9489

<北海道森林管理局帯広分局>

住所 〒080-0808 北海道帯広市東 8 条南 13 丁目

TEL : +81-(0)155-23-5829

FAX : +81-(0)155-22-8541

< 知床森林センター >

住所 〒099-4113 北海道斜里郡斜里町本町 11

TEL : +81-(0)1522-3-3009

FAX : +81-(0)1522-3-3160

< 網走南部森林管理署 >

住所 〒099-3632 北海道斜里郡小清水町字小清水 656-1

TEL : +81-(0)152-62-2211

FAX : +81-(0)152-62-2213

< 根釧東部森林管理署 >

住所 〒086-1652 北海道標津郡標津町南 2 条西 2 丁目 1-9

TEL : +81-(0)1538-2-2202

FAX : +81-(0)1538-2-2284

< ウトロ森林事務所 >

住所 〒099-4355 北海道斜里郡斜里町字ウトロ東 16

TEL : +81-(0)1522-4-2144

FAX : +81-(0)1522-4-2144

< 峰浜森林事務所 >

住所 〒099-4113 北海道斜里郡斜里町本町 11-1

TEL : +81-(0)1522-3-1607

FAX : +81-(0)1522-3-6357

< 羅臼森林事務所 >

住所 〒086-1832 北海道目梨郡羅臼町船見町 136

TEL : +81-(0)1538-7-2017

4d. 3 文化庁

住所 〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

TEL : +81-(0)3-5253-4111

FAX : +81-(0)3-3591-0293

4e . 管理レベル毎の連絡先

推薦地の管理に責任を持つ国の機関は、4 d . に記載したとおりである。

なお、推薦地に係わる自治体及び主な機関の連絡先は以下のとおりである。

4e. 1 北海道

<北海道環境生活部環境室自然環境課>

住所 〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

TEL : +81-(0)11-231-4111 (内線 24-364)

FAX : +81-(0)11-232-6790

<北海道網走支庁地域政策部環境生活課>

住所 〒093-8585 北海道網走市北7条西3丁目

TEL : +81-(0)152-44-7171 (内線 2977)

FAX : +81-(0)152-44-3122

<北海道根室支庁地域政策部環境生活課>

住所 〒087-8588 北海道根室市常盤町3丁目28番地

TEL : +81-(0)153-23-6131 (内線 2977)

FAX : +81-(0)153-23-6215

<北海道教育庁生涯学習部文化課>

住所 〒060-8544 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館

TEL : +81-(0)11-231-4111 (内線 35-605)

FAX : +81-(0)11-232-1076

<北海道教育庁網走教育局生涯学習課>

住所 〒093-8619 北海道網走市北7条西3丁目

TEL : +81-(0)152-44-7171 (内線 3217)

FAX : +81-(0)152-43-0200

<北海道教育庁根室教育局生涯学習課>

住所 〒087-8588 北海道根室市常盤町3丁目28番地

TEL : +81-(0)153-23-6131 (内線 3217)

FAX : +81-(0)153-24-8520

4e. 2 斜里町

<斜里町環境生活部環境保全課>

住所 〒099-4192 北海道斜里郡斜里町本町12

TEL : +81-(0)1522-3-3131

FAX : +81-(0)1522-2-2040

<(財)知床財団>

住所 〒099-4356 北海道斜里郡斜里町字岩宇別 531 知床自然
センター内

TEL : +81-(0)1522-4-2114

FAX : +81-(0)1522-4-2115

< 斜里町教育委員会 (斜里町立知床博物館) >

住所 〒099-4113 北海道斜里郡斜里町本町 49

TEL : +81-(0)1522-3-1256

FAX : +81-(0)1522-3-1257

4e. 3 羅臼町

< 羅臼町環境課 >

住所 〒086-1892 北海道目梨郡羅臼町栄町 100 番 83

TEL : +81-(0)1538-7-2126

FAX : +81-(0)1538-7-2358

< 羅臼町教育委員会 >

住所 〒086-1892 北海道目梨郡羅臼町栄町 100 番 83

TEL : +81-(0)1538-7-2129

FAX : +81-(0)1538-7-2256

4e. 4 自然公園財団知床支部

住所 〒099-4355 北海道斜里郡斜里町ウト口東 208

TEL : +81-(0)1522-4-3093

FAX : +81-(0)1522-2-5030

4f . 推薦地に関連する計画

推薦地の保全と利用に関する計画としては、知床国立公園の公園計画や周辺一帯の国有林の取扱いを定めた地域管理経営計画等がある。公園計画は、自然公園法に基づき、保護又は利用のための規制又は施設に関する計画として、環境省が決定するものである。

また、推薦地を含む周辺一帯の国有林については、国有林野の管理経営に関する法律に基づき、計画区域毎に地域管理経営計画等が策定され、森林生態系の保全等計画的な管理経営が行われており、計画の策定に当たっては一定期間の公告縦覧により国民からの意見を反映するなど、透明性も確保されている。

なお、これら計画の要約を付属資料4に添付する。

4g . 資金源と額

推薦地の管理は、各種制度、施設等を所管する管理当局がそれぞれ行っており、資金源と額の概要は以下のとおりである。

4g. 1 環境省

原生自然環境保全地域、国立公園、国指定鳥獣保護区の管理については、環境省が行っており、年間予算額は約 7,800 万円（約 70 万ドル）となっている。

上記予算には以下の項目が含まれる。

- ・オオワシの野生復帰個体の追跡調査やエゾシカの生息状況調査などの野生生物調査費
- ・自然保護官事務所の維持管理や登山道の整備などの施設管理費
- ・現地の巡視に必要な経費
- ・地元住民等の雇用による野外活動経費 等

上記予算はすべて国費によって賄われており、世界自然遺産登録後も、必要な予算については、引き続き、確保していく予定である。

4g. 2 林野庁

推薦地の約 6 割を占める森林生態系保護地域及び推薦地周辺の国有林については、林野庁が管理を行っており、推薦地周辺を含む一帯の国有林を所管する森林管理署等の年間予算額は約 9 億 6,000 万円（約 870 万ドル）となっている。

上記予算は、推薦地の管理とともに周辺国有林に係る次の予算を含むものである。

- ・現地で推薦地を含む国有林の管理を行っている森林管理署、森林事務所等の維持管理費
- ・森林の管理経営に必要な直接的或いは間接的経費
- ・森林生態系保護地域の動植物に関する調査
- ・シマフクロウの保護等にかかる費用

4g. 3 北海道

北海道は、推薦地内の管理に約 2,100 万円（約 20 万ドル）の予算を確保している。

上記予算には以下の項目が含まれており、すべて北海道の予算による。

- ・自然生態系調査の実施
- ・自然保護監視員、鳥獣保護に関する普及啓発及び狩猟取締り等を行う鳥獣保護員に係る費用
- ・公園内の施設の維持管理に係る費用 等

4g. 4 斜里町

斜里町は、推薦地内の管理に年間約1億5,000万円(約140万ドル)の予算を確保している。

上記予算には、以下の項目が含まれている。

- ・知床自然センターや知床五湖園地の維持・管理費
- ・しれとこ100平方メートル運動地(かつての開拓跡地で町有地)における森林再生事業費

上記予算の資金源は、斜里町予算によるほか、森林再生事業の予算には国民による寄付金約1,400万円(約10万ドル)が含まれている。

また、斜里町が設置した知床財団は、推薦地及び周辺地域の保護管理や普及啓発等の予算として年間約1億7,000万円(約150万ドル)を確保している。上記予算の資金源は、以下の項目である。

- ・解説事業や普及事業販売による収入
- ・斜里町や環境省からの推薦地内の保護管理に関する事業・調査の受託費
- ・調査研究等助成金、ボランティア活動推進助成費
- ・寄付金 等

さらに斜里町教育委員会は、オオワシ、オジロワシ及びシマフクロウ等の天然記念物の保護管理のために、天然記念物監視員賃金や傷病鳥飼育費として年間約75万円(約6,800ドル)の予算額を確保している。これらはすべて斜里町予算による。

4g. 5 羅臼町

羅臼町は、推薦地内の管理に年間約2,600万円(約20万ドル)の予算を確保している。上記予算には、人件費の他、羅臼ビジターセンターの管理運営費や天然記念物の保護管理費等が含まれている。これらはすべて羅臼町予算による。

4g. 6 自然公園財団知床支部

推薦地内の美化清掃、知床五湖の駐車場管理及び歩道等施設管理を行っている自然公園財団の年間予算額は約4,000万円(約40万ドル)となっている。上記予算は、知床五湖での駐車場事業収入や環境省からの事業委託

費等による。

4h . 保全管理措置の専門性、研修の供給源

4h. 1 環境省

環境省東北海道地区自然保護事務所、ウトロ自然保護官事務所及び羅臼自然保護官事務所には、推薦地の保全管理に必要な自然保護制度や保護管理技術に精通した職員が配置されており、自然公園法をはじめとする関連法令等に基づく許認可業務やシマフクロウ保護増殖事業に関する業務等を通じて専門的助言を行っている。

また、地元住民等を対象とした自然観察会の企画・運営等の普及啓発活動やボランティアレンジャーの育成なども実施している。

さらに、必要に応じて、大学等の外部専門家による助言を得ることにより、より高度な専門性を確保している。

4h. 2 林野庁

北海道森林管理局北見分局、同帯広分局、知床森林センター、森林管理署、森林事務所には、森林や野生動植物の保全管理に必要な制度や技術などに精通した職員が配置されており、森林法、国有林野の管理経営に関する法律等の関連法令に基づいて国有林野を適切に管理する中で、必要な専門的助言を行っている。

また、森林の公益的機能の発揮に関する情報の提供や森林教室の開催などの普及啓発活動及び森林の保全管理のための巡視活動を行っている。

さらに、森林生態系保護地域の取扱いやシマフクロウの保護増殖事業等について、大学等の外部専門家による助言を得るなど、より高度な専門性を確保している。

4h. 3 文化庁

文化庁では、北海道教育委員会と連携し、文化財保護法及び関連法令等に基づく許認可業務、天然記念物を含む文化財の保存を図るための専門的な助言等を行っている。また、必要に応じて、大学等の外部専門家による助言を得て、より高度な専門性を確保している。

4h. 4 北海道

北海道環境生活部環境室自然環境課、北海道網走支庁、北海道根室支庁

には、自然保護や森林、野生生物の保全管理、水産資源の管理等に必要な制度や技術に精通した職員が配置されており、関連法令等に基づく許認可業務を通じて専門的助言を行っている。北海道教育庁生涯学習部文化課、網走教育局、根室教育局において、文化財の保護管理のための業務を行っている。

4h. 5 斜里町

斜里町環境保全課では、自然保護業務、野生生物管理、環境対策、100平方メートル運動等の業務を通じて、必要な専門的助言を行っている。斜里町立知床博物館では、自然観察会や講演などの自然環境に関連した教育普及活動や天然記念物及び傷病鳥獣の保護を実施している。(財)知床財団では野生生物の保全管理等に必要な知見、技術に精通した職員が野生動物の保全管理や100平方メートル運動などの現地業務を行っている。

4h. 6 羅臼町

羅臼町環境課では、自然保護及び野生生物の保全管理などの環境保全業務を通じて、それらに関する住民への情報提供や意識啓発を行っている。また、羅臼ビジターセンターにおいて、国立公園利用者への情報提供や案内、適正利用のための指導を行っている。

羅臼町教育委員会では、オオワシ、オジロワシ及びシマフクロウ等の天然記念物の保護管理のための業務を行っている。また、町内外の18歳以上の青少年を対象とした野外体験指導者を育成する事業も行っている。

4i . ビジター施設と利用状況

知床国立公園とその周辺を訪れる利用者は、年間約234万人(2001年)にのぼり、このうち斜里町側に約165万人、羅臼町側には約70万人となっている(表4-2)。利用者が最も多い期間は7月~10月であるが、流氷見物を目的として冬期(1~3月)を訪れる利用者も30万人程度ある(表4-3)。

表4 - 2 1992～2001年の知床国立公園の利用者数

年	利用者数(人)
1992	2,370,000
1993	2,330,000
1994	2,490,000
1995	2,240,000
1996	2,250,000
1997	2,350,000
1998	2,420,000
1999	2,420,000
2000	2,260,000
2001	2,340,000

表4 - 3 知床国立公園の月別利用者概数(2001年)

月	利用者数(人)
4月	54,000
5月	142,000
6月	225,000
7月	369,000
8月	513,000
9月	379,000
10月	308,000
11月	43,000
12月	32,000
1月	32,000
2月	146,000
3月	92,000

利用者の主な利用形態は、知床五湖やカムイワッカの探勝、羅臼湖のトレッキング、知床峠での風景鑑賞及び知床山系への登山等となっている。また、近年、シーカヤックや釣りなども見られ、利用形態も多様化してきている。さらに、ガイドによるインタープリテーションやトレッキングやシーカヤック等によるガイド主催のツアーも増えてきている。

以下に知床のビジター対象施設について記す。

4i. 1 トレイルやガイド、看板、出版物による解説

4i. 1. 1 トレイル

推薦地では、以下の登山道及び遊歩道等のトレイルが整備されている。これらのトレイルは、関係機関により管理されている。

登山道

・羅臼岳登山道

知床山系の主峰である羅臼岳(1,661m)へ至る登山道で、羅臼温泉及び岩尾別温泉に登山口がある。山麓部の針広混交林からダケカンバ林、ハイマツ帯と植生の垂直分布を見ることができる。4月から11月の間で約10,000人余りが利用していると推定されており、特に7月から9月にかけて利用者が多い。

・硫黄山登山道

硫黄山(1,563m)は、1936年の噴火で溶融硫黄を直接噴火した世界的にも稀な火山である。現在でも山腹の噴火口で噴煙を見ることができ、周辺では硫黄の結晶が露出している。山頂付近は砂礫地や岩礫地で、固有種のシレットコスミレが生育している。6月から10月の間に約1,000人が利用していると推定されている。

・知床連山縦走登山道

羅臼岳と硫黄山を結ぶ縦走登山道で、知床連山の二重山稜をはっきりと見ることができ、雪田群落、砂礫植生、湿原植物群落や構造土などを観察することができる魅力に溢れた登山道である。5月から10月の間で約500人が利用していると推定されており、その多くは、7月及び8月に集中している。

・羅臼湖歩道

羅臼湖は、知西別岳北東麓標高700m付近に広がる周囲6kmの堰止湖である。周辺には数個の池沼が点在しているほか、貴重な高山植物や湿原植物群落が分布しており、素晴らしい山岳景観を堪能することができる。6月から10月の間に約2,000人が訪れ、7月から9月にかけて利用が集中する。



登山道(環境省)

遊歩道

・羅臼温泉園地歩道

羅臼温泉集団施設地区内にある散策路で、宿泊施設からも近く手軽に利用できる歩道として森林浴や自然観察会等に利用されている。

・熊越の滝遊歩道

羅臼町側の興味地点の一つである熊越えの滝へ至る遊歩道で、距離は短いながらもダイナミックな滝を鑑賞できるほか、清流にはバイカモやオシロコマの姿も見ることができる。

・知床五湖周回歩道

知床五湖は、岩尾別台地上の原生林の中に地下水の湧出によりできた五つの湖沼で、年間約50万人が訪れる知床有数の利用拠点である。歩道は五つの湖沼を巡り、原生林、湖沼と知床連山からなる景観が素晴らしい。

・ホロベツ園地歩道（フレペの滝遊歩道）

流れ込む川もなく海に落ちるフレペの滝までの遊歩道で、知床連山の山岳景観、海岸部の断崖を見ることができるほか、エゾシカ等の野生動物に遭遇することも多い。

4i. 1. 2 ガイド、看板、出版物による解説

上記の遊歩道では看板を用いた動植物や地史等に関する自然解説が行われている。また、ガイドによる解説やツアーも近年増加してきている。

ガイドについては、遊歩道での活動のほか、登山道特に羅臼湖歩道での活動、冬期間の船によるオジロワシ・オオワシ観察、流氷ウォーク、シーカヤック及びサケ・マス自然産卵観察等幅広く展開されてきている。

また、上記トレイルの多くについてガイドマップで解説がされているほか、知床に生息・生育する動植物等を紹介するパンフレットやガイドブック等も出版されている。

4i. 2 現地の博物館やビジターセンター

4i. 2. 1 羅臼ビジターセンター

羅臼ビジターセンターは、推薦地一体の自然環境を紹介することを目的として、1983年に環境庁（現：環境省）が整備したものである。展示施設のほか、来館者に対する館内案内、公園利用指導、自然情報の提供、パークボランティア等による周辺の自然解説活動、自然環境や野生生物等調査活動を行っている（表4 - 4）。

所在地 : 北海道目梨郡羅臼町湯の沢388

規模 : RC造り平屋建て 364m²

施設内容 : 展示室、レクチャールーム、ミーティングルーム、トイレ

スタッフ数 : 職員2名、パークボランティア34名



羅臼ビジターセンター（羅臼VC（田澤））

表4 - 4 羅臼ビジターセンターの来館者数

年度	羅臼ビジターセンター 来館者数（人）
1993	7,931
1994	7,190
1995	8,410
1996	7,492
1997	8,866
1998	10,598
1999	11,419
2000	7,698
2001	7,884
2002	7,576

4i. 2. 2 知床自然センター

知床自然センターは、斜里町側の国立公園入口部に位置し、斜里町が1988年に整備した博物展示施設である。ダイナビジョンによる映像展示、自然情報の提供のほか、公園利用指導、ガイドによる自然解説活動、自然環境や野生生物等の調査活動及び野生生物対策を行っているほか、レストラン及び売店が併設して整備されている（表4 - 5）

所在地：北海道斜里郡斜里町岩尾別531

規模：鉄骨コンクリート造り 1,707m²

施設内容：映像展示室、展示室、インフォメーション、レストラン、売店、トイレ

スタッフ数：職員24名



知床自然センター（(財)知床財団）

表4 - 5 知床自然センターの来館者数(ダイナビジョン利用者数)

年度	ダイナビジョン利用者数（人）
1993	119,062
1994	116,337
1995	92,890
1996	125,576
1997	103,277
1998	114,249
1999	87,438
2000	68,191
2001	64,302
2002	55,884

4i. 3 宿泊施設

推薦地の利用拠点は、羅臼町側と斜里町側の大きく2地域に分けられる。

このうち、羅臼町側の宿泊施設については、推薦地内にホテルが3軒、民宿が2軒あり、推薦地外にはホテル・旅館5軒、民宿17軒がある。全体の収容人員は約1,100人/日となっている。

また、キャンプ場については、推薦地内に羅臼温泉野営場があるほか、推薦地外に羅臼町営のキャンプ場が2箇所あり、収容人員は約600人/日となっている。全体の宿泊者数については、ここ数年観光客の入り込み数と同じく、ほぼ横這い状態で推移している。

一方、斜里町側の宿泊施設については、推薦地内にホテル、ユースホステル及び山小屋が各1軒ある。しかし、宿泊の拠点は推薦地外のウトロ市街でホテル・旅館9軒、民宿16軒があり、全体の収容人員は、約5,500人/日となっている。また、推薦地外に民間及び国設のキャンプ場が2箇所あり、収容力は約700人/日となっている。宿泊者数は、近年60万人前後で推移している（表4-6）。

表4-6 年度別の宿泊者数

年度	羅臼町(人)	斜里町(人)	合計(人)
1993	60,852	586,269	647,121
1994	59,172	615,767	674,939
1995	54,889	535,628	590,517
1996	55,853	552,986	608,839
1997	68,949	616,439	685,388
1998	57,275	664,321	721,596
1999	50,469	651,173	701,642
2000	37,113	592,548	629,661
2001	37,142	614,747	651,889
2002	37,879	596,340	634,219

4i. 4 レストラン、飲食店など

推薦地内には羅臼町側に1軒、斜里町側に2軒の飲食店がある。

4i. 5 駐車場

推薦地内には羅臼町側に3箇所、斜里町側に2箇所の駐車場が整備されている。全体の収容台数は大型車48台、小型車225台となっている。

4i. 6 公衆トイレ

推薦地内には、羅臼町側に5箇所、斜里町側に2箇所の公衆トイレが整備されている。

4j . 推薦地の管理計画と目的

推薦地の自然環境を将来にわたり適正に保全管理していくため、管理計画を策定する。

管理計画は、推薦地の保全管理に係る各種保護制度を所管する関係行政機関、地元自治体、関係機関・団体が相互に緊密な連携を図ることにより、推薦地を適正かつ円滑に管理することを目的とし、各種制度の運用及び各種事業の推進等に関する基本的な方針を明らかにするものである。

管理計画の概要は以下のとおりである。また、管理計画の全文を7b . に添付する。

4j. 1 管理の枠組みと体制

4c . に記載した原生自然環境保全地域や国立公園、森林生態系保護地域等の既存の各種制度等を適正に運用し、陸域と海域の一体的な管理を行う。

また、各種制度を所管する環境省、林野庁、北海道等（以上の出先機関を含む）の行政機関や地元自治体、その他の関係機関による緊密な連携と地域住民や関係団体の幅広い参加・協力により、効果的な管理を推進する。このため、上記関係行政機関及び関係団体からなる地域連絡会議を設置し、連絡調整を行うこととしている。地域連絡会議における検討に際しては、地域住民及び関係団体からの意見や提案を幅広く聴くとともに、専門家による委員会を設置して科学的な立場からの助言を得ていくこととしている。

4j. 2 管理の基本方針

4j. 2. 1 原始性の保持

- ・知床の有する原始性を次の世代に継承できるよう、細心の注意を払う。

4j. 2. 2 陸域及び海域の統合的管理

- ・陸域と海域の生態系の連続性、健全性をモニタリングし、自然環境に影響を及ぼすような変化の兆候が認められた場合には、科学的な調査に基

づき原因の分析と環境の回復に向けた対策を検討し、実施する。

- ・関係機関、関係団体、研究者等との連携、協力体制を構築し、十分な情報交換を行うとともに、調査研究・モニタリングを担う人材の育成や確保を図る。

4j. 2. 3 核心地域、緩衝地域

- ・核心地域では、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねることを基本とする。
- ・緩衝地域では、必要に応じ一定の行為を規制し、特に核心地域へ影響を及ぼす行為を厳正に規制する。

4j. 2. 4 一次産業との両立

- ・水産業については、知床に生息する野生動物との共存に配慮しながら、水産資源の持続可能な利用を図る。
- ・国有林では木材生産を目的とする森林施業は行われていない。ごく一部が含まれる民有林では原生的な自然景観に配慮しながら計画的な間伐など森林管理のための施業を行う。

4j. 2. 5 自然の適正な利用

- ・観光、自然探勝、釣り等の利用は、自然環境に支障を及ぼすことがないよう適正に行うこととし、必要に応じ、一定の制限やルールを設けることにより、原生的な自然環境の保全と地域の主要産業である観光との両立を図る。
- ・自然を大切にしながら地域の発展を図るエコツーリズムのあり方についても検討を深める。

4j. 3 管理の方策

- ・陸域の生態系及び自然景観の保全
(野生動植物の保護管理、自然景観の保全、河川環境の保全、外来種への対応)
- ・海域の保全
(水産資源の管理、海棲哺乳類・海鳥の保護、海洋油汚染対策等)
- ・自然の適正な利用
(知床の原生的な自然にふさわしい利用ルール(「知床ルール」)作り、自然解説者の育成、情報提供・普及啓発等)

- ・保全管理事業の実施
(関係行政機関等による巡視、植生復元、外来種の除去等の保全管理事業等の実施)
- ・調査研究・モニタリング
(野生動植物、自然景観、外来種、海洋生態系等、利用状況に関する調査研究及びモニタリングの実施、GISを用いたデータベースの構築)

4j. 4 計画の実施等

- ・自然環境の状況を把握し、科学的なデータを基礎として適正な対応を図っていくため、専門家による委員会を設置して科学的な立場からの助言を得るものとし、地域連絡会議との密接な連携体制を確立する。
- ・自然環境の管理に関する細部にわたる取扱いや個別の課題についての対応等については、地域住民や関係団体、専門家からの意見や提案を幅広く聴くとともに、地域連絡会議において合意形成を図りながら、モニタリング結果等を踏まえ検討を行い、適正な管理を推進する。
- ・地域の市民活動を担う団体との協働関係を築くとともに、地域ぐるみの活動を展開していく。
- ・管理計画は自然環境のモニタリング結果や社会環境の変化等を踏まえ、必要に応じ見直しを行う。

4k. スタッフ数

推薦地における専門家、技術者、維持に係るスタッフ数は以下のとおりとなっている。

4k. 1 環境省

東北海道地区自然保護事務所は、所長、次長のほか、庶務科、公園保護科、施設科、野生生物科、生態系保全科の各科毎に数名のスタッフがあり、推薦地の保全管理を担当するスタッフ数は計 17 名となっている。

また、ウトロ、羅臼の 2 地区には自然保護官事務所を設置し、それぞれ 2 名及び 1 名の自然保護官が現地管理を行っている。

さらに、羅臼地区では、羅臼ビジターセンターを拠点として、計 34 名のボランティアスタッフ(2003 年 10 月 24 日現在)が活動を行っている。

4k. 2 林野庁

北海道森林管理局には企画調整部、同北見分局及び同帯広分局には指導計画第二課及び指導計画第三課が置かれており、推薦地の保全管理を担当するスタッフ数はそれぞれ5名、6名及び9名となっている。

また、これらの出先機関として、知床森林センター、網走南部森林管理署、根釧東部森林管理署が置かれており、スタッフ数はそれぞれ5名、16名及び14名である。

これに加え、ウトロ、峰浜、羅臼の3地区にそれぞれ森林事務所を設置し、峰浜に1名(ウトロを併任)、羅臼に1名の計2名の森林官が現地管理を行っている。

4k. 3 北海道

環境生活部環境室自然環境課の推薦地の保全管理を担当するスタッフ数は計4名となっている。また、網走支庁環境生活課及び水産課、根室支庁環境生活課及び水産課、環境科学研究センター道東地区野生生物室の推薦地の保全管理を担当するスタッフ数はそれぞれ10名、11名、2名となっている。さらに、北海道教育庁生涯学習部文化課、網走教育局、根室教育局の推薦地の保全管理を担当するスタッフ数はそれぞれ1名、2名、2名となっている。さらに、北海道教育庁生涯学習部文化課、網走教育局、根室教育局はそれぞれ1名、2名、2名となっている。

4k. 4 斜里町

斜里町環境保全課の推薦地の保全管理を担当するスタッフ数は2名、(財)知床財団の推薦地の保全管理を担当するスタッフ数は24名となっている。また、斜里町教育委員会の推薦地の保全管理を担当するスタッフ数は、斜里町立知床博物館のスタッフが5名、天然記念物監視員が5名となっている。

4k. 5 羅臼町

羅臼町環境課の推薦地の保全管理を担当するスタッフ数は環境課長を含む計6名となっている。また、羅臼町教育委員会のスタッフ数は郷土資料室長1名の他、天然記念物監視員5名となっている。

4k. 6 自然公園財団知床支部

自然公園財団知床支部の推薦地の保全管理を担当するスタッフ数は11名となっている。